



2026年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ノースサンド  
代表者名 代表取締役社長 CEO 前田 知紘  
(コード：446A、東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 小久江 省隆  
(TEL. 03-6263-0452)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年 3 月 25 日開催の取締役会において、2026年 4 月 28 日開催予定の第11回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を通じた企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議に加え、取締役会決議によっても行うことが可能となるよう、変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）の新設等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年 4 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年 4 月 28 日（予定）

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 (削 除) <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
(公告方法) 第 5 条 (条文省略)	(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 11 条 (条文省略)	第 6 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第 12 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会	第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会
(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。  (新 設)	(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7 名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第 20 条 (新 設)  当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>② (条文省略)</u>	(取締役の選任) 第 20 条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 <u>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>③ (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>③～④ (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中からその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中からその決議をもって、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>③～④ (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条および第26条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条および第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録)  第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)  第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除および責任限定)  第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会議事録)  第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)  第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除および責任限定)  第31条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の数)  第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)  第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)  第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)  第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)  第35条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議の方法)  第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会議事録)</u>  第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u>  第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除および責任限定)</u>  第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u>  第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会議事録)</u>  第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条および第42条 (条文省略)	第37条および第38条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(会計監査人の責任免除および責任限定)	(会計監査人の責任免除および責任限定)
第44条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第45条 (条文省略)	第41条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第42条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。	第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。
(新 設)	② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u>
② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(中間配当)</u>	(削 除)
第47条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第48条 (条文省略)	第44条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第11回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>